



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

605	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(長寿社会課)..... 1
606	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課)..... 1
607	〃	(〃)..... 3
608	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(〃)..... 4
609	引の池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課)..... 4

告 示

和歌山県告示第605号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和4年5月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の満了の日
30610900 92	セントケア和歌山株式会社	セントケア訪問看護ステーション橋本	和歌山県橋本市岸上55 8番地3 2階	訪問看護	令和 4. 5. 1	令和 10. 4. 30
				介護予防訪問看護	令和 4. 5. 1	令和 10. 4. 30

和歌山県告示第606号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年5月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イズミヤスーパーセンター紀伊川辺店
和歌山県和歌山市川辺220番外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

株式会社ゴトウ洋服店 代表取締役 後藤均

和歌山県和歌山市本町三丁目27番地

ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂

和歌山県和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

株式会社ゴトウ洋服店 代表取締役 後藤均

和歌山県和歌山市本町三丁目27番地

ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂

和歌山県和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書のとおり

(変更後) 縦覧図書のとおり

(3) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 敷地東・北側 1,019台

(変更後) 敷地東・北側 662台

(4) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 本体棟南側及び本体棟東側 300台

(変更後) 本体棟南側、外部①②棟東側及び本体棟北側 101台

(5) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 本体棟北側、本体棟西側及び外部④棟北側 326㎡

(変更後) 本体棟北側、本体棟西側及び外部①②棟東側 326㎡

(6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 本体棟北側(2か所)及び外部④棟北側 60.5㎡

(変更後) 本体棟北側(2か所)及び外部②棟西側 124.9㎡

(7) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 3か所(敷地東側2か所、敷地北側1か所)

(変更後) 4か所(敷地東側2か所、敷地北側2か所)

4 変更年月日

(1) 平成20年5月30日他

(2) 令和2年9月18日

(3) から(6)まで 令和4年11月23日

(7) 令和4年3月23日

5 変更理由

(1) 建物設置者の変更のため

(2) 小売業者の氏名又は名称及び住所の変更のため

- (3) から (6) まで 施設の配置を変更するため
(7) 出入口を増設するため

6 届出年月日

令和4年3月22日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年5月6日から同年9月6日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第607号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年5月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガーデンパーク和歌山

和歌山県和歌山市松江字向鶴ノ島1469番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社ワークマン 代表取締役 小濱英之

群馬県伊勢崎市柴町1732番地

3 変更する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 本体棟南・東側及び本体棟西側 217台

(変更後) 本体棟南・東側、本体棟西側及びワークマン棟東側 217台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 本体棟北側 (3か所) 363㎡

(変更後) 本体棟北側 (3か所) 及びワークマン棟北側 383㎡

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 本体棟西側及び本体棟北側 117㎡

(変更後) 本体棟西側、本体棟北側及びワークマン棟東側 119㎡

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 本体棟北側 (3か所) 午前6時～午後10時

(変更後) 本体棟北側 (3か所) 午前6時～午後10時

ワークマン棟東側 24時間

4 変更年月日

(1) から (3) まで 令和4年12月1日

(4) 令和4年3月31日

5 変更する理由

別棟増築のため

6 届出年月日

令和4年3月30日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年5月6日から同年9月6日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第608号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年5月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤスーパーセンター紀伊川辺店

和歌山県和歌山市川辺220番

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第1202号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年5月6日から同年6月6日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第609号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、引の池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年5月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和4年3月31日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 西岡 碁夫 橋本市高野口町名古屋818番地

2 就任した役員（令和4年4月1日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 西口 辰夫 橋本市高野口町名古屋622番地